

杉野小学校いじめ防止基本方針

長浜市立杉野小学校

1 いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

(平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒と指導上の諸問題に関する調査」より)

2 いじめ防止に向けての基本的な考え方

全ての職員が、いじめは決して許されないことであるとともに、「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、保護者、関係機関と連携を図りいじめの未然防止と解消にあたる。

3 いじめの未然防止に向けて

子どもが、学校で安心して生き生きと生活するためには、いじめが発生しない学校の風土づくりが重要である。「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という認識に立ち、すべて教員が児童の様子を見守り、日常的な観察をていねいに行い、児童の変化を見逃さない鋭い感覚を身につけていくとともに、あらゆる教育活動を通して子ども一人一人に豊かな人間性をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりに努める。

また、家庭や地域社会と連携していじめの未然防止に努める。

(1) きめ細かな児童観察（子どもを観る）

授業をはじめ、休み時間等、児童と接する機会を増やし行動記録を残す。気になることは、「かくさず」「すぐに」、生徒指導主任・管理職に連絡をする。

(2) 心の教育の充実

生命尊重を重点項目とした心に響く道徳の授業を展開する。平素より児童の人権感覚を高める指導をするとともに人権週間等で重点的な取組を実施する。

(3) 朝の会、帰りの会の充実

朝の会で今日1日の生活への意欲を高める。帰りの会ではその日を振り返り、問題があればその場で解決することにより明日へのモチベーションを高める。

(4) 日々の授業の充実

自己存在感や自己有用感が育まれ、「わかる」授業の展開に努める。

(5) 教職員研修の充実

ロールプレイなど、児童や保護者の思いや気持ちを理解するための研修を実施する。

(6) 保護者・地域との連携

ホームページや校報、学級通信および懇談会などで、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を発信し、保護者や地域の理解と協力を得る。

(7) 教育相談の充実～アンケートの実施

定期的な教育相談（原則として1学期1回、2学期1回、3学期1回）の充実をはかる。事前に生活実態調査や悩みアンケートを実施し、相談活動が有効に行われるよう配慮する。

4 いじめの早期発見・早期対応・早期解消に向けて

長期にわたるいじめは、児童生徒の心身に大きな苦痛を与えることになる。いじめを早期に発見し、適切な指導により、一日も早く解決していくことが教育に携わる者一人一人に課せられた責務であることを認識し迅速に対応にあたる。

(1) 組織的な対応

- ア 合同職員会議で気になる児童生徒の情報交換、共通理解を図り、全職員で指導にあたる。
- イ 生徒指導委員会が中核となり、基本方針・対応・指導の検討をおこなう。
- ウ 方針に従い、学校としての毅然とした態度で早期解決をする。
- エ 被害・加害ともに児童・保護者の思いを受容し、誠意を持って指導にあたる。
- オ 事案によっては、関係機関と連携を図る。
- カ 再度、いじめは絶対に許さないということを示し、学級・学校の問題として取り組む環境をつくる。

(2) 地域・家庭との連携

- ア スクールガード、交通立哨などを通して、地域の大人に守られているという安心感を子どもに与える。
- イ 地域で子どもを育てる使命感をもって気になる言動に対して毅然と注意する。
- ウ 地域の行事に児童の出番を多くつくことによりふれあいの場をつくり、自己存在感や成就感を育む。
- エ P T A活動や学校運営協議会、杉野学区教育振興会等の活動を通して学校と地域・保護者との連携を深める。

5 校内組織について

- ・定期的に生徒指導委員会を開催し、気になる児童について、現状や指導についての情報交換を行う。また、必要に応じて臨時生徒指導委員会を開催し、P T A会長、警察署、主任児童委員および中学校スクールカウンセラーにも参加を要請し協議する。

6 いじめの未然防止、再発防止に向けた中期・長期的な対応として

- ・いじめに対する危機意識の高揚
- ・人権教育、道徳教育の充実
- ・日常的な児童観察
- ・すべての児童が参加できるわかる授業づくり
- ・体験活動をとおした人間関係づくりの実践
- ・指導力向上のための研修会の実施
- ・学校環境の見直し